

# 暮らしのお知らせ

☆は、行政情報告知端末機の番号です

## 税のお知らせ

### 【令和4年度税制改正について】

税制改正の主な内容は、次のとおりです。

「**個人住民税**」**上場株式等の配当所得等に係る課税方式の一致**」（令和6年1月1日施行）

特定の株式から得る配当所得・譲渡所得に關し、令和6年度以後は所得税と市町村民税で異なる課税方式を選択することを不可とし、課税方式を一致させることに伴い、従来の特定配当等申告書又は特定株式等譲渡所得金額申告書による異なる課税方式の選択を確定申告書による統一的な課税方式とするものです。

「**個人住民税**」**住宅ローン控除の延長等**」（令和5年1月1日施行）

住宅借入金等特別税額

控除制度の期間延長及び居住年を見直すもので、住宅借入金等特別税額控除の対象年度を令和15年度から令和20年度に延長するとともに、居住年を令和3年から令和7年までとするものです。

「**固定資産税**」**固定資産税（土地）の負担調整措置**」（令和4年4月1日施行）

土地にかかる令和3年度から令和5年度までの固定資産税の課税標準の特例について、本来5%となっていたものを、商業地等にかかるものについては、令和4年度分に限って、2・5%とさらに課税標準額を引き下げとするものです。

「**固定資産税**」**固定資産税台帳等の閲覧・記載事項証明書**」（令和4年4月1日施行等）

固定資産課税台帳の閲覧・証明書の交付について

て、DV被害者等保護の観点から、同課税台帳に必要な措置を講じて閲覧・証明することが可能とするものです。

### ■お問い合わせ

税務住民課

税務・収納グループ

☎ 4-2511

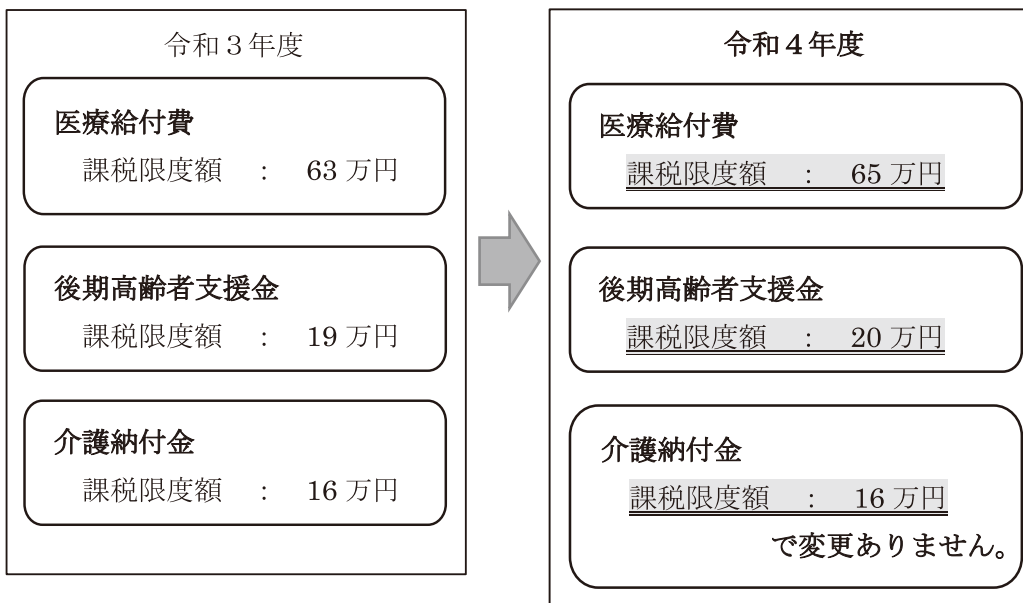
☆ 4-251103

### 税のお知らせ

国民健康保険税 医療給付費・後期高齢者支援金の課税限度額が変わりま

皆さんに納めていただく保険税は、医療給付費・後期高齢者支援金・介護納付金の3本立ての構成になっておりますが、次のとおり医療給付費・後期高齢者支援金の課税限度額が変更になります。

保険税は、世帯員の所



得割（前年の所得に応じた額）・資産割（固定資産税額に応じた額）・均等割（被保険者1人あたりの額）・平等割（1世帯当たりの額）で計算されています。

※令和4年度保険税は8月中旬頃に通知します。

### ■お問い合わせ

税務住民課税務・収納グループ

☎ 4-2511 内線 115 ☆ 4-251103

保健福祉課 福祉・子育て支援グループ

☎ 4-2511 内線 124 ☆ 4-251104